

税務署からのお知らせ

消費税法改正等のお知らせ

平成26年4月1日以後の消費税率の引上げ等に係る消費税法改正内容や総額表示義務の特例に係る消費税転嫁対策特別措置法の内容について、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載していますのでご覧ください。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組について、内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp>) に掲載されていますので併せてご覧ください。

なお、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。ご相談は、以下の専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 (受付時間：平日9:00～17:00)

メール <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※ 不審な電話があった場合は、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】阿南税務署 総務課 電話 0884-22-0414

消費税率引き上げに伴う水道料金について(お知らせ)

平成26年4月1日より消費税法改正に伴って、消費税率が現行5%から改正8%に引き上げられます。本町の水道料金につきましては、平成26年5月分(5月検針分)より引き上げさせていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

(例) 月10トン未満ご使用(メーター13mm)の場合

5% (現行)		8% (改正)	
基本料金	1,100円	基本料金	1,100円
超過料金	0円	超過料金	0円
メーター使用料	80円	メーター使用料	80円
消費税(10円未満切り捨て)	50円	消費税(10円未満切り捨て)	90円
計	1,230円	計	1,270円

牟岐町水道課 (TEL 0884-72-0152)

出羽島連絡船の時刻表が変更されました

出羽島連絡船の時刻表が平成25年12月25日付で(牟岐港発)時刻11時00分から11時10分に変更されました。ご利用の方はご注意ください。

牟岐港発		7:00	8:20	11:10	13:30	16:00	17:20
出羽島港発	6:30	7:25	9:00	12:20	15:00	16:35	

所要時間：約15分 定員：70名

運賃 片道：大人220円(230円)、子供：110円(120円) ※8、9月は()内の料金です

天候により欠航する場合があります。

出羽島連絡事業有限公司 (TEL:0884-72-2360)

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村5-7